

# ISMS 基本方針

制定：平成 24 年 11 月 9 日  
改訂：平成 25 年 1 月 21 日  
改訂：平成 26 年 4 月 1 日  
改訂：平成 27 年 4 月 1 日  
改訂：平成 30 年 1 月 1 日  
ICT 基盤センター長  
IR 推進本部副本部長

## 1. 目的

学術情報部情報企画課，ICT 基盤センター及び IR 推進本部は，長崎大学における情報基盤の中核組織であり、管理運営を担っている各種業務系・教育研究系システム及びネットワークシステムの安定的な運用等を行うために，情報セキュリティマネジメントシステム（以下，ISMS という）の活動を行います。

また，本基本方針において ISMS の適用範囲及び責任体制を定めて，ISMS の行動規範とします。

## 2. 基本方針

- (1) 情報セキュリティを確保するために，責任体制を構築し，マニュアルを定め遵守するとともに ISMS の運用に携わる者に必要な教育等を行います。
- (2) 関係法令及び本学の規則，情報セキュリティポリシーを遵守し，情報セキュリティの確保を行います。
- (3) 情報資産のリスクに対しては，適切な規準を用いて評価する仕組みを定め，定期的なリスクアセスメントを実施することにより，情報セキュリティの確保を行います。
- (4) 本学の公共性及び教育・研究機関としての特殊性を考慮し，特にシステムの継続的な運用を行います。
- (5) 情報セキュリティの確保を行うために，定期的に内部監査を行い，改善を行うことで ISMS の信頼性の向上を継続的にを行います。

## 3. 適用範囲

- (1) 対象組織：情報企画課，ICT 基盤センター及び IR 推進本部
- (2) 対象業務：対象組織が提供する大学総合情報サービス
- (3) 対象資産：対象組織が保有する情報資産（紙媒体も含む）

## 4. 責任体制

- (1) ISMS 監督者  
ICT 基盤センター長及び IR 推進本部副本部長は，ISMS 活動の最高責任者として，その業務を総括する。
- (2) ISMS 管理責任者  
情報企画課長は，ISMS 管理責任者として ISMS 活動に関する管理運営を担う。
- (3) ISMS スタッフ  
情報企画課，ICT 基盤センター及び IR 推進本部の職員は，ISMS スタッフとして ISMS 活動の実務を担う。
- (4) 内部監査責任者  
内部監査責任者は，本学の職員より ISMS 監督者が指名し，ISMS に関する基本方針，マニュアル，規程，手順について定期的な内部監査の実施を担う。